

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）における謝金の支払いについて必要な事項を定める。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、次のものをいう。

- 1) 本会が依頼した学術大会、研修会等の講師に対して支払われる金銭
- 2) 本会に関する書籍および雑誌等の原稿執筆に対して支払われる金銭
- 3) その他、本会が必要と認める用務に対して支払われる金銭

(謝金の基準)

第3条 講師等に対する謝金の金額は原則別表の範囲内とする。なお、交通費および宿泊費などの旅費については、原則として「旅費及び諸経費規程」を準用して謝金に加算し支給するものとする。

- 2 同一の用務において謝金と旅費が支払われる場合は、その旅費についても源泉所得税の対象として取り扱う。
- 3 石川県理学療法学術大会の座長については、参加費相当分を支払うものとする。
- 4 原稿執筆に対する謝金は、依頼者が規定した金額が依頼者から直接支払われるものとする。
- 5 行政ならびに他団体等からの委託や依頼に基づく謝金は、依頼元の報酬基準に準じた謝金を支払うものとする。
- 6 第3条第1項から第5項に基づかない謝金額に関しては、別途、理事会で承認を得るものとする。

(委任)

第4条 この規程で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成28年7月1日より一部改正により施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月1日より一部改正により施行する。

別表

研修区分	講演			シンポジウム形式等			原稿執筆		
講師区分	医師	会員外 (医師以外)	会員	医師	会員外 (医師以外)	会員	医師	会員外 (医師以外)	会員
教授クラス	50,000	30,000	10,000	50,000	30,000	5,000	5,000	4,000	2,000
准教授・講師・技師長・主任クラス	30,000	20,000	10,000	30,000	20,000	5,000	4,000	3,000	2,000
その他	30,000	10,000	10,000	30,000	10,000	5,000	4,000	3,000	2,000

※90分間、または原稿執筆1頁(2,000字程度)あたりの基準額

- ・基準額は、所得税別の上限額とする。
- ・90分未満の場合、60分未満は基準額の50%、60分以上は100%支払う。
- ・講師補助の場合は、基準額の50%とする。
- ・3時間を越える時間数については、基準額の50%とする。